

撤退するに至つたのに、若し統監に於て重要な外交事務を執ることを知つたならば、折角撤退に決した公使館も存置するの結果となるやも測られないので、我が当初の目的を破壊するの虞極めて大なりと認め、この点に就ても桂の注意を促した。かつ小村は当初より将来外務省と統監府との連絡を計り、韓国外交の不統一を招くことを防止する見地からして、統監を以て外務大臣の指揮監督を受けしめる制とする意見であつたが、余人ならばともかく、伊藤の統監とあつては、政府当路者も小村の道理ある意見を実行するに難く、結局官制に於て「統監は天皇に直隸し、外交に關しては外務大臣に由り内閣総理大臣を経、その他の事務に關しては内閣総理大臣を経て上奏を為し、及び裁可を受く」ということに決定し、小村の北京からの電稟の翌日すなわち十二月二十日、この官制案は關係勅令案と共に枢密院の議に上り、同日可決、次で公布となり、ただ別に総理大臣が勅を奉じて統監に内達する統監職務心得に於て、「統監及び外務大臣は韓国に關する重要な外交事務に關し措置を執るに先だち予め協議すべし」と指示し、以てその間の統一を期することとした。当時桂の小村に対する返電中に釈明した所によれば、右心得書中の外交事務とは、官制に依り統監及び外務大臣が各自に有する所の各権限内の外交事務と解すべく、旁々實際に於て別段の支障を見ることなかるべし、とあつた。統監府の組織に至つても、小村は之を一層簡單の編成とし、統監の下に総務長官一名、書記官五名、警視一名、外に書記、通訳、警部各若干名を置くに止めることとし、かつ総務長官には外交の才と民政の能とを兼備するものを以てこれに充つべく、密かに時の天津総領事伊集院をこれに擬したが、偶々小村は北京談判に當り、東京不在中に新設官府の道具建が出来上つたため、小村の腹案も大半画餅に歸したのは、小村としてはいささか遺憾の情があつたであらう。由来小村の不平なるものを會て一たびも聴いたことのない外務の吏僚も、当時

小村より多少不感服の声を耳にしたことがあつた。

第十節 在外使館の昇格

日露戦争の結果として我國の國際上の位地は弥が上に高まり、名実共に世界の一等国として列強より推重せられるに至つたので、我が政府と盟邦たる英國政府との間には、この際を以てその公使館を大使館に相互陞格せしめる内議が成立し、ポーツマス講和條約の調印から月余の後、英國政府は我が都合次第何時にても大使を東京に駐劄せしめる意向なる旨を内告し、爾來これに關し日英兩國政府間に諸般の打合を遂げた末、在本邦英國公使サー・クロード・エム・マクドナルドは十一月一日を以て大使に昇任し、我が駐英公使も十二月二日を以てその儘大使に任命せられた。

勿論遣外使臣は、その大使たると公使たるとにより、今日その任務上に格別逕底あるのではない。使臣の等級に關する一八一五年のウィーン條約の第二條には「大使及び法王使のみ代表的性質を有す」とあるが、我公使にしても代表的性質を有するのではなくば任務の執行絶対に不可能であるから、この規定の無意味なるは問わずして明である。また大使は元首を代表し、公使は政府を代表するとの古來の觀念は、畢竟歴史上の遺物で、現代の國際通義はこの差別を肯認しない。大使は任国の元首と直接会商するの権ありとの沿革的見解は、輔弼の主務機關を備える現代各国政府の事實容認しない所である。されど大使は最高級の使臣であり、任国の朝野に重きをなし、任務の執行上に一段の利益を有することは言を俟たない。なお大使が公使に比し優越的に受くる便宜特典を挙げれば、一、外交上重要な問題に關し大使限りにて會議を開き、決議を為し、そして公使は單にその結果について通知を受けるに過ぎない場合ある

こと、二、大使の席次は常に公使の上にあること、三、君主国で帝王及び皇族は、或儀式に関し特殊の待遇を大使に限つて与える場合のあること、四、任国外務大臣の外国使臣引見は必ず大使を先きにし、公使はために会談の機会を逸する場合あること、五、大使は任国の高層部面と特に親しく交際して職務上の便宜を達するに一段の長所を有すること、六、大使は任国の一般社会より特殊の尊敬を受け、自国の威厳を任国上下に重からしめること等である。これ等実質上の利益を外にし、公使は多くは二等国の代表者たり、大使は一等国の代表者たる形式的差等もあるから、従つてわが国位国力の向上と共にその使館を隆格せしめることになつたのは固より当然のことである。

抑も我が政府当局者が創めて大使交換の案を画したのは、必しも三十八年の小村を以て嚆矢とすべきではない。過去の明治三十一年の八月、当時露国に駐割した林公使(董)は、我國の露国その他列強との国交關係に顧みて大使館設置を急務とするの意見を大隈外相に縷々稟議したことがあつた。翌三十二年七月、山県内閣の青木外相は、歐洲列強は既に日本が大使を派遣すべき大國の位地にあることを認識しおるものと見、意見書を具して欧米六大國に大使館新設のこど、及びこれに要する予算のことを閣議に提出したこともあつた。(青木はこれより先き駐独公使であつた明治二十六年の四月、当時恰も米國政府が新たに英國その他の列強首都に大使を派駐するに至つた次第を陸奥外相に報告した折、別に使節交換の規定等に関する意見書を同外相に送り、我國もまた大使館新設の要あることに説及したことがあつた。)けれども、當時閣議は、時機尙早というに決した。蓋し当年の我が日本は、列強がその位地と勢力とを承認するに至つたとはいへ、実は極東に於て老弱の清國と戦つてこれに勝つたという迄で、しかも三国干渉の前に屈して戦果を抛棄するの已むなき程度に過ぎなかつたので、真に日本の実勢力を認識した國としては、列強中に幾くもなかつた。故に當時仮りに我が政府独り大使派遣のことを内決したとしても、相手の列強果してこれに承諾し、大使交換の拳に出たか否かは疑問であつたのである。

されど三十三年の北清事変に於ける我が軍事及び外交は、日清戦役にかち得た我國の声価を事実の上に確認せしめた。日英同盟はこれが果として現れ、さらに因となつて我國の実勢力は列強の間に証左を得たが、對露の戦捷はさらにその保証を確実にし、列強の間に伍して毫も遜色なき一等國たるの位地は世界に公認せられた。ここに至つて大使交換のことは、我方より求めなくても当然彼我の間に話題とならないでは已まない。英國の如きはいふ迄もなく、米國にあつても日露講和の終るや、大統領ローズヴェルトは日本の意向次第では欣然大使交換を為すべき内意を我方に通ずる所があつた。大統領の九月十四日付オイスター・ベイ発エリウ・ルート宛親展書に、

「日本政府は我が政府より能う限りの最高人物を東京に派駐せんことを熱望し、若し可能ならばデョセフ・エチ・チョートにして東京駐割を命ぜらるゝならば、これを國際的好誼の表現として感謝すべしと明かに思惟していたようである。予はチョートがこれを諾するや否や知らざるも、予にして若し彼ならば、予は喜んで応諾する。デヨン・クインシー・アダムスが大統領から議員となつたことは眞の貢獻なりと予常に回顧して已まない。彼は、名称的位地よりも己れの為すべき事業に向つて一層の敬重を捧げた。同様にチョートにして榮しく一二年を東京に過ぐすに於ては、その赴任によつてもたらさるべき良果は極めて大であらう。」

と記し、又翌十五日付上院外交委員長ロッヂに送つた手簡にも、

「予はチョートに公使として日本に赴任せんことを天に祈願する。予の考えでは大使館隆格は迅速に行われると思ふ。チョートは恰も大統領退職後欣然議員となつたデヨン・クインシー・アダムスの為した貢獻と同じに値する」

とある。これで彼が如何に重きを在本邦米國代表者に置いたかが解かる。ともかくローズヴェルトの意向は右の如くであつたので、我が政府に於ては、英國との間に大使交換の議を了した後直ちに米國政府とこれが打合を遂げ、また独仏兩國政府とも次でこれに關する交渉を進め、程なく双方大使の任命あつて、在華府及び在ベルリン日本公使館は翌三十九年一月七日、在パリ日本公使館は同月二十九日、いづれも大使館に陞格した。

以上は小村が外相として、またその不在中桂首相が臨時外相としてこれを実行し、または実行の準備を整え置き、後継の西園寺内閣が直ちにこれを実施したものであるが、英米独仏既に我方と大使交換の拳に出たので、自余の列強も長くその例に洩れるの理なく、伊澳兩國政府もまた相次で同様の内議を我が政府に致し、交渉直ちに成り、たゞ該兩國の予算の關係上時期少しく遅れ、その翌四十年の二月に至り漸く陞格を実行した。露國とは戦後暫しは双方睨合の姿であつたが、四十年七月第一回日露協約成り、極東の天涯暗雲全くその影を絶ち、兩國の關係一新するや我が政府はその機会に於て兩國相互に外交代表機關を陞格せしめ、相互尊敬の意を敦うするを適當なりと認め、露國政府に對し内意を質したが、同國政府もこれを以て最も事宜に適するものと認め、全然我が提議に同意する旨を答え、次でこれに要する法律及び予算案を議會に提出し、翌年露曆二月十七日(明治四十一年三月十一日)の下院に於てこれが討議の際、一部議員中には東京駐劄使臣の地位を昇すも露國外交の根本が腐敗すること今日迄の如くならば、何等効なしと論じ、日露開戦前のローゼン公使を云為して激烈なる攻撃を加えたものもあつたが、外相イスマヴォルスキーは起つてこれに答え、詳に日露關係の近状を説明し、議會の大多数はこれに満足を表した末政府案を可決し、その結果日露兩國政府は同四十一年五月一日を以て相互使館の陞格を実行するに至つた。

第九章 樞密顧問官から駐英大使時代

明治三十九年・一ヵ〇六年一月七日、桂内閣の瓦解と共に小村は外相の印綬を解かれ、その後二日を経て同月九日、樞密顧問官に任ぜられた。小村の外相引退の翌日、伊藤首相は人に「あれだけの大事業を成した小村を辭職の儘にして置くんなんテ……」と語つたことがあるが、小村の樞府入りはよしんば直接ならずとするも、間接には伊藤の推輓に負えるものであつたことを察すべきである。

されど小村の樞府にいたのは半歳に満たず、同年六月六日、当時英京から帰朝して外相となつた林董伯に代り、特命全權大使として、英國駐劄を仰付けられた。駐英大使の職が当時我が外交機關中最重要な地位であることはいふ迄もない。入つて外務大臣たらずんば出で、駐英大使である。小村は七月十八日東京を發して新任地に向い、米國を経て八月十六日ロンドンに着した。

小村の駐英時代は、英國の内外最も多端の秋であつた。彼のロンドンに着任したその年には、四月に総選挙があつて自由党は大勝利を博し、翌一九〇七年・明治四十年の五月には地中海の現状維持に關する英西協約成り、八月にはペルシャ、アフガン、チベットに關する英露協約の調印を見、その翌年四月には、英國首相カメル・バンナーマンが退いてアスキスがこれに代れる政變があつた。歐洲列強は、一九〇六年(明治三十九年)のアルゼンチス會議に次ぎ、翌〇七年に入りては独仏兩國の關係はモロッコ問題にからんで緊張し、獨國は第二回海牙平和會議に於て軍備縮